

集落営農とJAの支援体制の構築！！

JA会津みどり 石田 吉仁



平成19年から導入される品目横断的経営安定対策の加入に向け、19年産麦の加入手続きが進められているところです。9月の加入申請を目前に国の説明も加入対象者たる担い手の絞込みに終始し、経営所得安定対策等大綱で目指す地域農業の構造改革の具体策について、影を潜めてしまった感が強く感じられてなりません。

当管内においては、平成16年より山形大学教授の楠本先生を専任アドバイザーに招へいし、平成17年までに18のモデル集落を選定し、集落営農の1階部分となる農用地利用改善団体を設立、さらに、平成18年度には管内38集落を新たに選定し、県・町村・JAからなる集落営農専任担当者を配置して平成19年2月を目標に農用地利用改善団体の設立に向け、活動を進めているところです。また、今年からJAのOB等地域営農マネージャーを各総合支店管内に配置し、JA管内全集落において集落営農の1階部分となる農用地利用改善団体の設立を基本に、集落営農の必要性について全域での啓蒙活動を展開しています。今年7月までに管内計30の農用地利用改善組合が立ち上がり、団体相互の連携と情報の共有化を目的に8月23日に集落営農

の2階部分の組織化に向けその核となる、会津みどり農用地利用改善組合連絡協議会を設立いたしました。

平成19年2月には、今年度進めている管内38集落で農用地利用改善団体が設立予定で、併せると70強の構成で運営されることとなり、町村が地区協議会の事務局として地区協議会の機能を確保することを前提に、集落営農の2階部分の対応について積極的な活動進めて行くこととなります。活動に当っては、単に関係機関の連絡会議的な組織としてではなく、協議会を構成しているそれぞれが集落営農の2階部分の組織化に向け、主体的な運営及び活動が出来るように側面的に支援することが重要と考えています。

国の支援(政策)ありきの構えではなく、集落営農の2階部分に何を乗せるか、十分な時間をかけ、集落との話し合いを重ね集落からその答えを出してもらうように関係機関でじっくり焦らずに進めていく考えです。あくまでも国のメリット措置は結果としてついてくるものであり、JAの立場として、その責任において地域農業の構造を改革し、過去培ってきた組合員とのつながりを基本に、新たなJAとの関係の構築といった大変重要な岐路に立っているとの認識を深め、幅広い説明を重ねこの戦後農政の大変革に対応していきたいと思っております。

JAにあつては、県中央会の指導の下、経理の一元化に向けたシステムの構築及び農地保有合理化事業の機能拡充による農地の利用調整に向け、総合支店の相談機能を強化し、着実に集落本意で進めて参りたいと考えております。

JAグループ福島県域営農センター・福島県水田農業産地づくり対策等推進会議

(福島市飯坂町平野字三枚長1-1 TEL 024-554-3072 FAX 024-554-6022)

<http://www.ja-fc.or.jp/tyuou/onchu/index.html>



JAそうま管内で阿武隈山系に位置する飯舘総合支店(飯舘村)での取組みについて紹介します。

飯舘地区は集落営農・担い手育成と平成19年度から導入される米改革大綱に係る対策に対し、県農林事務所・村役場・JAと三位一体となり取り組んでいる地区です。

同地区は、集落営農も農地・水・環境向上対策もすべての行政区(20行政区)で、セットで取り組むことを目標としている地区です。

最終的には「一集落一組織」にする予定

でありますが、初めは「集落ぐるみ型」の経営形態でスタートし将来的に4～5人程度の「オペレーター型」を目指しています。

先日、村役場が中心となり各行政区の代表者、5～6名出席して頂き総勢100名あまりで各行政区毎に関係機関毎の集落担当者を交え各集落の地図をひろげワークショップ方式での勉強会を開きました。

現在マッピングシステムを活用するための地域情報を作成中です。

飯舘地区は、すでに特別栽培米の作付にも取り組んでいます。一方で耕畜連携による資源循環型農業にも取り組んでおり、農地・水・環境保全向上対策の2階部分でもある営農活動に期待されるところです。

今後は、関係機関毎の各集落担当で集落に入り農地・水・環境保全向上対策を含めた集落営農・担い手の確保を推進し、全ての集落・農業者も漏れなく対策に加入できるように、しっかりと受け皿づくりに努力していきます。

